

『令和6年12月18日開催』

福祉健康常任委員会

委員長報告

(請願)

【令和6年12月定例会】

委員長 福田洋子

それでは、当委員会に審査を付託されました請願第1号「川口市国民健康保険組合事業補助金の継続を求める請願書」につきまして、その審査概要と結果を御報告申し上げます。

はじめに、紹介議員に説明を求めましたところ、当該補助金は、川口市民でもある埼玉土建国保組合の組合員の健康増進という当該補助金の目的に沿って運用されており、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診の対象年齢を市のがん検診より拡充し30歳以上を対象とし、その費用の一部に当該補助金を活用してきた。肺がん検診については、建設労働者において、アスベスト被害による肺がん等の被災者が増え続けている現状から、市国保では行なっていない胸部レントゲン検査を実施してきた。

その結果、特定検診の受診率が63.1パーセント、がん検診の受診件数は延べ3,327件となり、川口市民の健康増進にも大きく寄与してきた。

当該補助金が廃止されると、これらのがん検診事業を見直さざるを得ず、建設労働者の健康を守っていくためにも、これまでと同様の取り組みが継続されるように、本請願に賛同していただきたいとの説明を徴しました。

以上の説明の後、質疑を行いましたところ、まず、理事者に対して、当該補助金を廃止することとした経緯について問われ、これに対して、令和3年度の包括外部監査において、支給団体が3団体に限られていることに加え、他の国民健康保険との公平性の観点から、補助金の必要性と存在の検討について意見があり、近隣自治体の状況を確認したところ、公平性の観点から廃止している自治体が多数であったことから、廃止することとしたとのこと。

また、紹介議員に対して、包括外部監査において、当該補助金に対して必要性と存在の検討に係る意見がなされたことへの認識について問われ、これに対して、当該補助金は、健康増進に寄与するものに対して交付するものであり、公平性の観点からではなく、健康増進に寄与しているということの方が重要であると考えているとのことでありました。

このほか、当該補助金を導入した経緯について、当該補助金の交付先ごとの内訳について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、当該補助金は、支給対象が限られており、市国保との公平性や昨今の国保税の改正による市民負担を考慮すると、特定団体への補助金継続は難しいと考える。アスベスト疾患等の早期発見のための検査は重要であるが、職業上必要な検査をその同種の職業又は業務に従事している方で組織されている保険者が行うのは当然の内容であり、公平性の観点から廃止している自治体が多数という状況にも鑑み、本請願の採択に反対するとの意見。

また、本市の建設労働者の健康増進という目的が、自治体が支給する補助金として公平性に欠けるものと考えてるのではなく、検診事業が継続できるように

支援をしてきたのは当然のことである。市国保に比べて高い特定健診の受診率やがん検診の受診を支えてきた当該補助金が廃止されることで、検診事業の見直しを余儀なくされ、市民の健康増進を推進することに逆行することにもなると考えることから、本請願の採択に賛成するとの意見。

さらに、包括外部監査における意見を真摯に受け止める必要があり、多くの自治体で、補助金の廃止、見直しを検討しているなかで、本市だけが当該事業を継続する強い理由が見当たらない。国保税改正により市民に負担をかけていることに加え、当該団体のみに補助金を支給していることについては、公平性を著しく欠いており、市民に説明がつかないことから、本請願の採択に反対するとの意見。

またさらに、特定健診の受診率が市実施のものよりも高く、県内の他自治体においては、半数近くが補助を継続していることも踏まえ、公平性の観点からは問題点はあるが、他の組合にも広げていくという方向性で考えていくべきであると考えことから、本請願の採択に賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、本請願は起立者少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。